

一般財団法人  
大学・短期大学  
基準協会

Japan Association for  
College Accreditation



## 理事長挨拶

各大学及び短期大学におかれましては、自己点検・評価に加え認証評価を通じて教育の質保証に努められ、着実に伸長されているものとご推察いたします。また、本協会の認証評価の実施に当たりましては、会員校のご協力によるものが大きく、特にA L O（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）と評価員の皆様のご尽力によるものが多大であり、会員校のピア・レビューによる評価文化の醸成に深く感謝申し上げる次第です。

本協会は、会員制によって運営されている団体であり、会員のメリットとしては、大学及び短期大学の認証評価に関し評価員として参画できることをはじめ、会員限定の研修会・説明会への参加、各種刊行物の送付、会員専用ホームページの閲覧などがありますので、是非とも会員としてご入会頂ければ幸甚に存じます。

さて、本協会の平成30年度からの第3評価期間においては、平成28年3月中央教育審議会大学分科会の「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」の内容を概ね取り入れ、本協会が連携協定を締結している米国のACCJCのアクレディテーションスタンダードの枠組も大幅な変更がないことなどから、認証評価基準の枠組みを基本的に維持しつつ、法令の改正や会員校等の意見を踏まえ見直しを図ることにより、S L O（学生の学習成果）を獲得するための「三つの方針」の評価を充実させるとともに、S L Oの獲得を向上・充実させる内部質保証を重点評価項目として掲げ、その評価判定に『内部質保証ルーブリック評価』を導入しております。

各大学及び短期大学におかれましては、これらを活用して現状の適確な把握、様々な課題の解決に努められ、これまで以上に地域創生等の役割を担われ、更に発展されますことを祈念いたします。

なお、本協会は、大学・短期大学を併設する会員校が受けやすくすることに鑑みて短期大学評価基準の構成に近づけた大学評価基準を作成し、令和2年3月30日付けで、文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関として認証を得て、法人名を令和2年4月1日から一般財団法人大学・短期大学基準協会に変更して大学の認証評価も実施しております。大学を併設されている会員校の皆さまにおかれましては、是非とも本協会で認証評価をお受けくださるようお願い申し上げます。

本協会は今後も引き続き、大学及び短期大学の教育研究活動等についての総合的な評価を行い、大学・短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図る所存でございますので、皆様のより一層のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



理事長

原田博史

## 大学・短期大学基準協会の設立の経緯

本協会は、平成6年4月21日に設立し、平成17年度から短期大学の認証評価を実施する認証評価機関として、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証を受け、官報で公示（平成17年3月3日文部科学省告示第31号）されました。

この評価事業は、法令に基づいて実施されるものであるため、その公正性や社会からの信頼性が強く求められる公益性の極めて高いものであることから、「財団法人短期大学基準協会」として設立することとし、平成17年3月31日に文部科学大臣から設立が許可されました。これにより、任意団体として設立していた短期大学基準協会は、平成17年3月30日をもって解散し、その事業は財団法人短期大学基準協会に継承されました。

平成20年12月1日の公益法人制度改革三法の施行に伴い、平成23年9月22日に一般財団法人への移行申請を行い、平成24年3月21日付で内閣総理大臣の移行認可を受け、平成24年4月1日をもって「一般財団法人短期大学基準協会」として、発足いたしました。

その後、本協会は、大学の教育研究活動等についての総合的な評価を行い、大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図るために、学校教育法第110条第1項の規定に基づき、令和元年10月21日に大学の認証評価機関申請を行い、令和2年3月30日付けで、文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関として認証されました。これに伴い法人名を、令和2年4月1日から一般財団法人大学・短期大学基準協会に変更いたしました。

# ● 本協会の認証評価

## ● 会員制度

【**会員資格**】 本協会の目的に賛同し、理事会において入会を承認された大学及び短期大学を会員とします。

【**入会手続き**】 所定の「入会申込書」に必要事項をご記入の上、本協会に提出してください。理事会において、入会についての承認がなされた後、会員としての資格が認められます。「入会申込書」は、ウェブサイトからダウンロードしてください。(https://www.jaca.or.jp/member/information/guide/)

【**年会費**】 毎年度、指定した期日までに納入します。

[参考] 会費の年額は、以下のとおりです。

(1) 大学

|        |    |           |       |    |           |
|--------|----|-----------|-------|----|-----------|
| 1 学部   | 年額 | 200,000 円 | 2 学部  | 年額 | 280,000 円 |
| 3 学部以上 | 年額 | 360,000 円 | 大学院大学 | 年額 | 80,000 円  |

(2) 短期大学

① 短期大学当たり 年額 60,000 円

② 短期大学本科（第1部、第2部、第3部）に在籍する学生1人（実員）当たり 年額 @ 600 円  
（専ら通信制の場合 1/7 とする）

## ● 評価の対象と目的

評価を通して大学及び短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて大学及び短期大学の主体的な改革・改善を支援することで大学及び短期大学教育の向上・充実に資することを目的としています。認証評価は、評価を希望するすべての大学及び短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た大学及び短期大学）を対象に、大学及び短期大学の教育活動等について総合的に評価します。

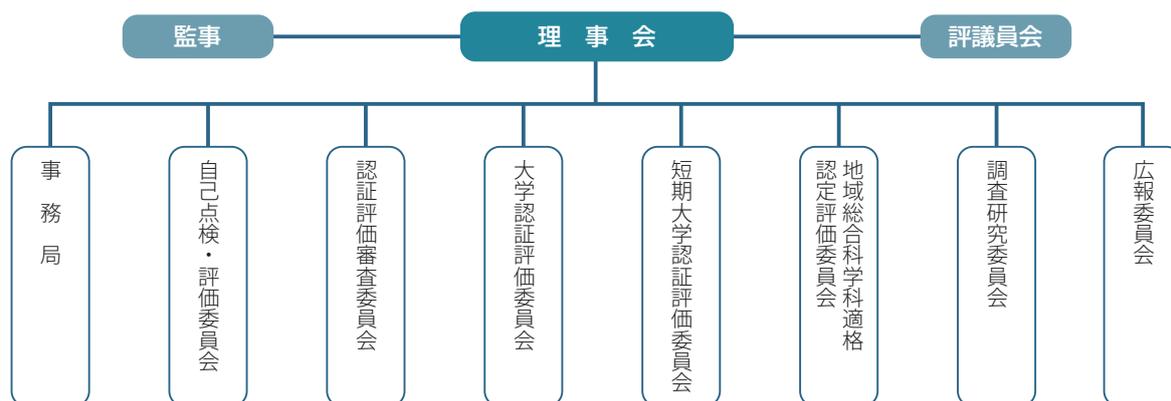
## ● 評価の基本方針

- (1) 本協会が定める大学評価基準及び短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。各評価基準は、高等教育機関である大学及び短期大学の水準について設定されています。
- (2) 評価は、大学評価基準及び短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの大学及び短期大学の個性を尊重し、大学及び短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。

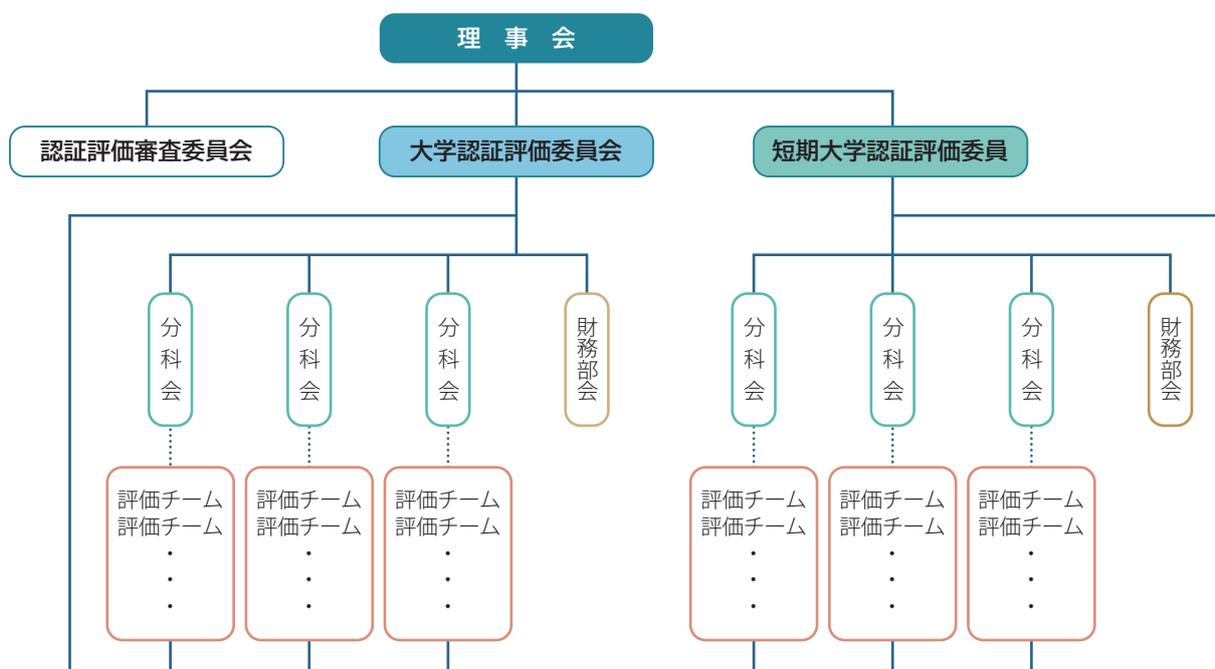
## ● 評価の特色

- (1) **大学及び短期大学の主体的改革・改善を支援する評価** 評価は、大学評価基準又は短期大学評価基準の4基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、「適格」又は「不適格」の機関別評価の判定を行います。また、その判定とは別に、基準ごとの「三つの意見」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を付し、併せて公表します。
- (2) **ピア・レビュー** ピア・レビューの元来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、大学評価基準又は短期大学評価基準に基づく適切なピア・レビューを実施するため、評価員を対象にした研修を実施します。
- (3) **自己点検・評価に基づく評価** 評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。大学又は短期大学は、評価を受ける際に、それぞれの評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。自己点検・評価報告書作成マニュアルに従って、ありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。
- (4) **ALO (Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者) の配置・育成** 自己点検・評価活動や評価が円滑に行われるためには、評価を受ける大学又は短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。本協会では、その責任者を ALO (Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者) と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。ALO には、適切な時期に説明会等を開催し、また必要により大学及び短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。
- (5) **実施体制** 評価の実施に当たっては、理事会の下に大学及び短期大学関係者や学識経験者等による各認証評価委員会を置き、その下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1チーム4名程度）を、評価を受ける大学及び短期大学ごとに編成します。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、各認証評価委員会の下に複数の分科会を置きます。なお、財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たります。
- (6) **評価結果・評価システムの公表** 評価結果は広く社会に公表しています。また、評価システム全般も公表することにより、評価システムの不断の改善を図っています。

## 組織



## 評価の実施体制



### 理事会

大学認証評価委員会及び短期大学認証評価委員会が作成した機関別評価案に基づいて機関別評価を決定します。

### 大学認証評価委員会 短期大学認証評価委員会

各分科会がまとめた機関別評価原案に基づき、機関別評価案を作成します。その他、認証評価に関する基本方針の策定や認証評価システム全体の点検・改善等、認証評価の実施に関する事項を審議します。

- 分科会……………各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成します。
- 財務部会……………分科会と連携して財的資源の評価を実施します。
- 評価チーム………評価を受ける大学及び短期大学から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を行い、基準別評価票を作成します。

### 認証評価審査委員会

各大学及び短期大学に内示された機関別評価案に対する大学及び短期大学からの異議申立てについて審査します。

## ■ 評価の実施方法 —大学評価基準について—

### ◆ 大学評価基準の構造

大学評価基準は大きく四つの基準から構成されています。

大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ ミッションと教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ 大学運営とガバナンス）ようになっており、大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮しています。

4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～6）として表しています。4基準の大きなくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められます。

### ◆ 大学評価基準の構造

| 基準                     | テーマ                    | 区分  |
|------------------------|------------------------|---|
| 基準Ⅰ<br>ミッションと<br>教育の効果 | A ミッション                | 1 ミッションを確立している。   |
|                        | B 教育の効果                | 1 教育目的・目標を確立している。<br>2 学習成果を定めている。<br>3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。  |
|                        | C 社会貢献                 | 1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。  |
|                        | D 内部質保証                | 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。<br>2 教育の質を保証している。  |
| 基準Ⅱ<br>教育課程と<br>学生支援   | A 教育課程                 | 1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。<br>2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。<br>3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。  |
|                        | B 学習成果                 | 1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。<br>2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。<br>3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。<br>4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。   |
|                        | C 入学者選抜                | 1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。<br>2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。  |
|                        | D 学生支援                 | 1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。<br>2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。<br>3 進路支援を組織的に行っている。  |
| 基準Ⅲ<br>教育資源と<br>財的資源   | A 人的資源                 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。<br>2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。<br>3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。<br>4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。<br>5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。<br>6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 |
|                        | B 物的資源                 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。<br>2 施設設備の維持管理を適切に行っている。   |
|                        | C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。   |
|                        | D 財的資源                 | 1 財的資源を適切に管理している。<br>2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。  |
| 基準Ⅳ<br>大学運営と<br>ガバナンス  | A 大学設置法人の意思決定          | 1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。  |
|                        | B 教学運営                 | 1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。  |
|                        | C ガバナンス                | 1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。<br>2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。<br>3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。   |
|                        | D 情報公表                 | 1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。  |

## ■ 評価の実施方法 —短期大学評価基準について—

### ◆ 短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されています。

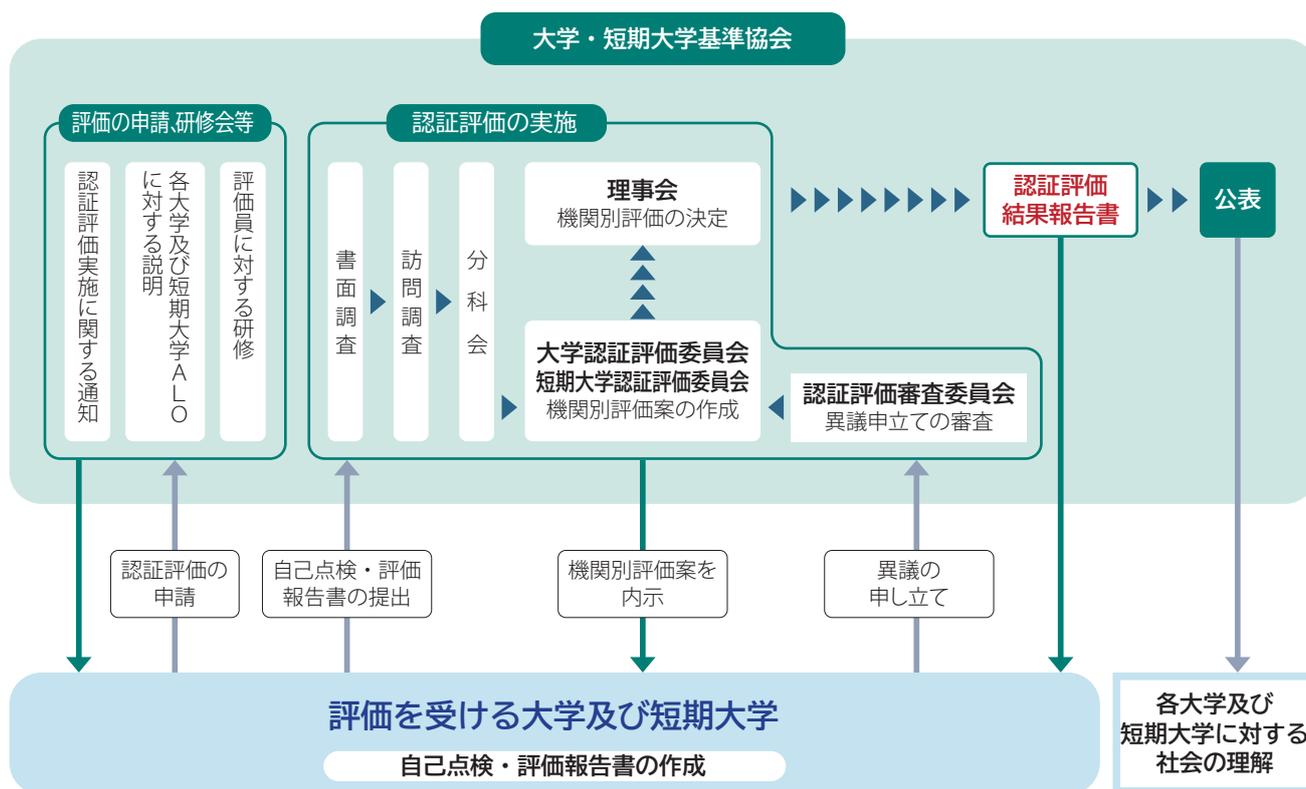
短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス）ようになっています。短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮しています。

4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～8）として表しました。4基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められます。

### ◆ 短期大学評価基準の構成

| 基準                      | テーマ                    | 区分  |
|-------------------------|------------------------|---|
| 基準Ⅰ<br>建学の精神と<br>教育の効果  | A 建学の精神                | 1 建学の精神を確立している。   |
|                         | B 教育の効果                | 1 教育目的・目標を確立している。<br>2 学習成果を定めている。<br>3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。  |
|                         | C 社会貢献                 | 1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。  |
|                         | D 内部質保証                | 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。<br>2 教育の質を保証している。  |
| 基準Ⅱ<br>教育課程と<br>学生支援    | A 教育課程                 | 1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。<br>2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。<br>3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。<br>4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。                              |
|                         | B 学習成果                 | 1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。<br>2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。<br>3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。<br>4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。   |
|                         | C 入学者選抜                | 1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。<br>2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。  |
|                         | D 学生支援                 | 1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。<br>2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。<br>3 進路支援を組織的に行っている。  |
| 基準Ⅲ<br>教育資源と<br>財的資源    | A 人的資源                 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。<br>2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。<br>3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。<br>4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。<br>5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。<br>6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 |
|                         | B 物的資源                 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。<br>2 施設設備の維持管理を適切に行っている。   |
|                         | C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 | 1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。   |
|                         | D 財的資源                 | 1 財的資源を適切に管理している。<br>2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。  |
| 基準Ⅳ<br>短期大学運営<br>とガバナンス | A 理事会運営                | 1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。<br>2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。<br>3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。   |
|                         | B 教学運営                 | 1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。  |
|                         | C ガバナンス                | 1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。<br>2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。<br>3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。  |
|                         | D 情報公表                 | 1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。  |

## ■ 評価の流れ



## ■ 評価のスケジュール

|            |                                 |                                    |                   |
|------------|---------------------------------|------------------------------------|-------------------|
| 認証評価の実施前年度 | 4月                              |                                    | 大学・短期大学の自己点検・評価活動 |
|            | 5月                              | (5月下旬～6月上旬) 次年度認証評価実施要領の通知・申込書送付   |                   |
|            | 6月                              | 次年度認証評価の申込受付                       |                   |
|            | 7月                              | (7月末) 次年度認証評価申込締切                  |                   |
|            | 8月                              | (8月下旬) 各大学及び短期大学のA L Oに対する説明会の実施   |                   |
|            | 9月                              | (9月中旬～下旬) 次年度認証評価の実施校の決定・通知 評価員の委嘱 |                   |
|            | 10月                             |                                    |                   |
|            | 11月                             |                                    |                   |
|            | 12月                             |                                    |                   |
|            | 1月                              |                                    |                   |
|            | 2月                              |                                    |                   |
|            | 認証評価の実施年度                       | 3月                                 |                   |
| 4月         |                                 |                                    |                   |
| 5月         |                                 |                                    |                   |
| 6月         |                                 | 自己点検・評価報告書の提出 (提出締切6月末)            |                   |
| 7月         |                                 | (7月上旬～中旬) 評価員研修会                   |                   |
| 8月         |                                 | } 書面調査                             |                   |
| 9月         |                                 |                                    |                   |
| 10月        |                                 | } 訪問調査                             |                   |
| 11月        |                                 |                                    |                   |
| 11月        |                                 | (11月上旬) 基準別評価票最終提出締切               |                   |
|            |                                 | (11月中旬) 分科会の開催                     |                   |
| 12月        |                                 | (12月下旬) 機関別評価案の内示                  |                   |
| 1月         | (1月下旬) 異議申立て締切                  |                                    |                   |
|            | (1月下旬～2月上旬) 認証評価審査委員会による審査      |                                    |                   |
| 2月         |                                 |                                    |                   |
| 3月         | (3月中旬～3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表 |                                    |                   |

## ■ 評価の周期

大学及び短期大学は、文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに認証評価を受ける必要があります。

## ■ 評価の公表

理事会において評価を決定した後、当該大学及び短期大学に通知するとともに、機関別評価結果及びその判定事由について、認証評価結果報告書への掲載、ウェブサイト等で広く社会に公表します。



適格認定マーク

## ■ 手数料

認証評価を実施するために要する経費で、評価を受ける年度に納入していただくものです。(消費税別)

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 大 学  | 会 員 | 1,800,000 円に、1 学部あたり 400,000 円、1 研究科あたり 200,000 円を加算した額。 |
|      | 非会員 | 上記の額に 7 年分の会費相当額を加算した額。                                  |
| 短期大学 | 会 員 | 1,300,000 円  |
|      | 非会員 | 1,300,000 円に 7 年分の会費相当額を加算した額。                           |

## ○ その他の事業

### ◆ 地域総合科学科に関する適格認定評価の実施

「地域総合科学科」とは、短期大学における学科の名称ではなく、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、学生あるいは地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした学科（日本型コミュニティ・カレッジ）の総称です。

この学科の特色としては、「分野を特定せず、学生のニーズに対応した多彩な科目とコースの開設」、「遠隔授業の活用、夜間コースの開設、パートタイム学生の受入れ等、多様な履修形態を提供」、「柔軟なコース選択と多様な履修形態の提供により、社会人の受入れを積極的に推奨」している点があげられます。この「地域総合科学科」としての教育の特色と質を保証する評価を行っています。(https://www.jaca.or.jp/service/other/academy/)

### ◆ 調査研究

設立目的である「大学及び短期大学の教育研究活動等についての総合的な評価等を行い、大学及び短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ること」に沿って、現在、短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究を重点課題に設定して、調査研究の活動を進めています。

令和6年度から短期大学における主体的改革・改善に資する調査研究として「短期大学における学習成果の可視化手法に関する研究（ディプロマ・サブメントの策定方策等に関する研究も併せて行う。）」を開始しました。

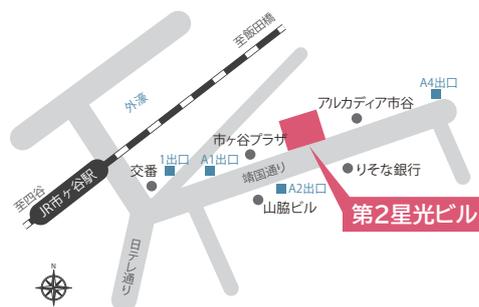
### ◆ 短期大学生調査 (Tandaiseichosa)

平成20年度から短期大学の自己点検・評価に資する学生調査の開発を目的に「短期大学生調査 (Tandaiseichosa)」を実施してきましたが、その成果を基に、平成30年度からは協会の事業として行っています。(https://www.jaca.or.jp/service/other/research/tandaiseichosa/)

### ◆ 短期大学卒業生調査

平成28年度から短期大学の自己点検・評価に資する学習効果測定法「短期大学卒業生調査」を実施してきましたが、その成果を基に、令和4年度からは協会の事業として行っています。

(https://www.jaca.or.jp/service/other/research/sotsugyouseichosa/)



### 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation)

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 (第2星光ビル6階)  
4-2-11 Kudankita Chiyoda-ku Tokyo 102-0073 Japan

TEL ▶ 03-3261-3594 (代表・総務課) 03-3261-3543 (事業課・大学係)  
03-3261-3596 (評価研究室) 03-3261-3542 (事業課・短期大学係)  
FAX ▶ 03-3261-8954

E-Mail ▶ jimukyoku@jaca.or.jp URL ▶ https://www.jaca.or.jp/

- JR 総武線「市ヶ谷駅」から徒歩2分
- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」(A1-1 出口) から徒歩2分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」(A4、A2 出口) から徒歩2分



(2026.2)